



この地から、ふたりの夢が動き出す。

「豊臣横丁」

～出展者募集のご案内～

中村公園内の「豊臣ミュージアム」開館にあわせて
地域参画により中村区の魅力を発信するために、
中村公園「ほまれの広場」に設置する「豊臣横丁」
への出展者を募集します

申 込 ： 先着順

期 間：開催中～令和9年1月11日（月・祝）のうち

土曜日、日曜日、国民の祝日、振替休日

募 集 数：出展決定から別途調整した日より全期間出展できる方

1ブース ※詳細は次ページ以降の募集要項で確認ください

主 催：名古屋市中村区役所

（管理運営事業者：中村区夢づくり実行委員会）

「豊臣横丁」出展者募集要項

1 趣 旨

中村公園内の「豊臣ミュージアム」開館にあわせて地域参画による中村区の魅力を発信するために、中村公園内ほまれの広場に設置する「豊臣横丁」への出展者を募集するものです。

2 実施概要

- 日 時：開催中～令和9年1月11日（月・祝）のうち、
土曜日、日曜日、国民の祝日、振替休日
午前10時～午後4時
※この事業は令和8年1月24日（土）より実施。追加募集となります。
- 会 場：中村公園「ほまれの広場」、1日あたり4ブース
- 入 場 料：無料
- 主 催：名古屋市中村区役所（管理運営事業者：中村区夢づくり実行委員会）
- 出展内容：①中村区内の地域活動を紹介するもの又は②中村区内の地域の魅力等を発信するものとします。ただし、①の出展が優先となります。

3 応募要件

【出展者の要件】

- （1）中村区内で地域活動をするもの又は中村区内に本社又は主たる事業所のあるもの。
- （2）主催者が用意する物品（テント（三方幕付き）及びテントウェイト、長机2本、パイプいす2脚）以外に必要な物品等一式を準備し、設営から撤収までを行うとともに、出展中は運営に必要な人員（最低1人）を常駐できるもの。
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。
- （4）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている、若しくは過去に受けたことのある団体及びその代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。
- （5）本募集要項に定める事項を満たすとともに同意し、関係法令並びに主催者及び管理運営事業者の指示等を遵守できる者。

【商品を販売する場合の要件】

- （1）出展者のうち、販売を行う場合は、生産物賠償責任保険（PL保険）に加入すること。ただし、食品を扱う場合は食中毒事故に対応している特約等を付帯していること。

- (2) 出展に必要な許可証（食品を取り扱う場合の、営業許可証など）を有している者又は取得予定であるもの。
- (3) 下記①～④いずれかの商品をもっぱら取り扱うもの。
 - ①中村区内で生産された加工品。
 - ②中村区内で製造された製品又は自社ブランドとして販売しているもの。
 - ③中村区の伝統・文化を感じさせるもの。
 - ④中村区出身の武将をモチーフとしたもの。
- (4) 食品を扱う場合は、事前に出展内容について保健センターに連絡をしたうえ、別紙「食品取扱関係施設調査票（豊臣横丁出展者）」を持参し相談をしたもの。ただし、常温で保存可能な包装食品のみ取り扱う場合を除く。
- (5) 食品を扱う際に、法令上必要な場合には、資格を有する食品衛生責任者を選任できること。

4 応募期間

先着順（出展者が決まり次第、受付を終了します。）

5 応募方法

別紙「豊臣横丁」出展申込書、商品の画像またはイメージ図（商品を販売する場合）を郵便、メール又はFAXにてご提出ください。

提出先：中村区夢づくり実行委員会（管理運営事業者）

住所：〒453-0034 名古屋市中村区大日町9-19

メールアドレス：ndf.hidekiyo@gmail.com

FAX：052-471-1967

※出展の決定についてはメール等で通知します。

6 留意事項

- (1) 出展日については、上記2の実施概要の期間の全期間に出展できる方が対象です。ただし、申込者が多数の場合は、審査の結果、応募要件を満たした申込者を抽選のうえ、決定します。
- (2) 出展が決定した後、出展計画書等を提出していただきます。
- (3) 出展場所（位置）は主催者に一任していただきます。
- (4) 出展者としての地位または権利の全部または一部につき、その権利の譲渡・転貸、あるいは担保に供することは禁止します。
- (5) 器材等について
 - ・テント（三方幕）及びテントウェイト、長机（2本）、パイプいす（2脚）は主催者で用意します。（1区画あたり3m×3m程度）その他、必要な器材については出展者で用意してください。

- ・電気設備、ガス設備はありません。必要な機材（発電機、プロパン等）は、各出展者が準備してください。火気使用時には、出展者で用意した業務用消火器を設置してください。
 - ・出展に必要な水は出展者で準備してください。
 - ・公園内に車で搬出入する場合、主催者及び「豊臣ミュージアム」運営管理者の指示に従ってください。搬入後の駐車場の用意はありません。
- (6) テント等の貸し出し物品の保管場所は別途、主催者より指示します。テント等の搬入、設営、撤去は出展者に行っていただきます。設営等にあたっては主催者の指示に従ってください。
- (7) 出展の準備は原則午前9時からとします。
- (8) 出展による事故や苦情等のトラブルは出展者の責任において対処すること。またトラブルが発生した場合は、速やかにその内容を主催者に報告すること。
- (9) 購入者からのゴミについて、必要に応じて出展者で回収すること。主催者はゴミの回収は行いません。また、出展者からでるごみについても出展者が持ち帰ること。
- (10) 出展中は周辺の美化に努めること。出展終了後は出展場所及び出展周辺の清掃活動を行い原状回復すること。
- (11) 提出された書類は返却しません。
- (12) 出展料は無料です。その他、運営に必要な経費（運営協力金1ブース当たり5,000円／1日当たり）を徴収させていただきます。
- (13) 地震等の災害の発生や警報発令状況等により以下の場合は、中止とします。ただし、中止による補償や損害賠償は一切行いません。
- ・市域において震度5強（気象台発表）以上の地震が発生したとき。
 - ・大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害）、暴風特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報、暴風雪特別警報、暴風警報、暴風雪警報、大雨警報のいずれかが名古屋市に発表されたとき。
 - ・台風の接近に伴い上記に掲げる警報のいずれかが名古屋市に発表されることが予想されるとき。
 - ・「豊臣ミュージアム」の都合により臨時休館となる場合。
 - ・中村公園内でのイベント等の開催予定により「ほまれの広場」が使用できない場合。
 - ・その他、主催者が特別の理由があると認めるとき。

7 問い合わせ先

中村区夢づくり実行委員会（管理運営事業者）

電話：052-471-1914（豊臣横丁の件とお申し出ください）

メールアドレス：ndf.hidekiyo@gmail.com

FAX：052-471-1967